

## 第2章 所得分配

## 世界の所得較差

寺 崎 康 博

(長崎大学)

## 1. はじめに

「西欧に追いつけ」という明治以来の目標は、少なくとも所得水準に関しては達成したと言われる。今日では国民生活がそれにふさわしい内容をともなっているのか否かが議論されている。様々なテーマが取上げられるが、「平均値」である所得水準に対して、その分配状況を見るというのは分析の第一歩であろう。どの程度の人々が豊かさを感じとることができるかわかるからである。貧富の差が大きかったり、貧しい状態がいつまでも解消されない人々が多い場合には、豊かさが享受できる階層は限られたものになる。

こうした所得分配の問題は古くて新しい問題である。経済学が始まった時からその重要性は認識され、分析例も数多く存在する。しかし、国際比較ができるようなデータが整備され始めたのは戦後になってからのことである。分配問題への関心の高まりを反映したものであった。我が国においては高度成長の時期に「中流意識」の広がりが見られたように比較的所得較差の小さい経済を実現してきた。今日では、租税の負担の公平さ、土地を中心とした資産較差の問題を契機として再び分配問題は多くの関心を集めている。本稿は所得の規模間較差（以後、習慣に従って所得分布という言葉を使う）という観点から我が国の状況を諸外国と比較する場合の問題点や基本的な実証結果を展望することを目的とする。

## 2. 国際比較の意義

所得分布の問題は①較差をいかにして測定するか、②較差をもたらし要因は何か、③較差を減少させる適当な政策は何かという課題に答えようとするものであるが、理論的にも、データの裏付けをとる面でも一定の専門知識が要求され、しかもいろいろな意味で難しさも合せ持っている。国際比較はその難しさを解決しようとする一つの方法と考えられる。まず、国際比較の意義について整理することから始めることにしよう。

国際比較の目的を一言で表わすと「他国に学ぶ」ということになる。特に社会的な慣習や制度によって規定されるような問題については、自国のみをみていると何が重要な課題なのかわからないことが多い。他国と類似する点、相違する点をみればじめてよく理解することができる場合がある。さらに、よい面、進んだ面があればそれを参考にして取入れる、あるいは達成すべき目標として掲げることもできる。

所得分布の問題もそのような課題の一つとみることができる。まず、所得較差、すなわち貧富の差が何によって説明できるのかという点について定説がない。さまざまな要因が考えられている。能力、経験、学歴、保有資産、運等。この他に地域差、労働市場の需給関係も挙げられている。実際、これらの要因が複雑にからみあっているので定説が生れにくいという面がある。また、これらを検証する適当なデータも十

分でないという事情もある。このような場合には国際比較によって多くの事例を研究することから共通認識が出てくることが期待できる。

第2には、これらの要因には社会的な制度と関係を持つものがあるため、因果関係を定めにくいところがある。例えば、学歴は学校制度の普及程度と関連を持つ。高等教育についてもアメリカのように多数を受入れるケースとヨーロッパの多くの国のように限定的に考えているケースがあり一様ではない。また、学歴に対する社会的な評価の程度も国によって異なっており、これらは国際比較を難しくする一面であるが、所得較差と教育の関係について多くを知る利点でもある。また、制度改革を考える場合の重要な参考事例ともなる。

第3には、所得較差の程度に関して目安がないことである。較差の程度をどのような指標で計測するのかということも議論が分かれるところであるが、一般に最適な水準というものは定められない。教科書的に言えば「価値判断の問題」である。しかし、開発途上国の中には少々の所得較差の拡大を容認して経済発展を急ぐという例はあるが、現状よりも平等な分配を目標としている国が大部分なのも事実である。ただ、現実には意図とは裏腹に較差が拡大するケースが多い。そうなると、単に「価値判断の問題」として片付けるわけにはいなくなる。所得の再分配がどのように機能しているのかを分析する必要が出てくる。すなわち、税制とか社会保障制度の再分配効果の測定やその評価が必要になる。これらの制度はまた国によっても異なっている。従って、他国を参考にすることにより社会保障の程度に関する判断とか改善すべき点について知見を深めることができるわけである。

### 3. 所得分布の定義

物事を比較する場合、まずそれを規定する諸概念を統一することは論をまたないであろう。そうでなければ、意味のない比較をしたり、誤った結論を導くおそれもある。この点に関して

はクズネッツ (Kuznets [1963]) の功績が大きい。所得分布に関するデータが不十分であった時代にガイドラインを示した。1970年代以後では国際連合 (UN [1977]) が新しいガイドラインを示している。国際連合 (UN [1985])、世界銀行 (Jain [1975])、ILO (Ginneken and Park [1984])、あるいは OECD (Sawyer [1976]) といった国際機関では国際比較を意識した所得分布統計の収集、作成に力が注がれるようになった。

所得分布を比較する場合には、第1に、分布に大きな影響を与える次の3つの側面に関心を払う必要がある。すなわち、①所得の定義、②受取主体の単位、③受取主体の範囲 (母集団) である。さらに第2点として、統計表としての作成形式や較差を示す指標の扱いにも細かな配慮がいる。

#### (1) 所得の定義

所得と考えられている基本項目は

- A. 賃金、俸給
- B. 事業所得 (農業所得も含む)
- C. 財産所得 (利子、配当等)
- D. 移転所得 (公的年金、社会保障給付等)

である。それぞれの項目について現金での値と、現物支給されたものの評価額が存在する。現金のみをカバーする場合には「現金所得」と表わされる。現物所得のうち大きな影響を与える項目としては、

- a. 農家等の自家生産物の消費分
- b. 持家についての帰属家賃

がある。この他、主婦の家事労働分の評価額とか、車等の耐久消費財を利用することから得られるサービスの評価額のような項目も考えられている。

厳密に考えるとそれぞれの項目について調査上の問題点が存在する。まず現金所得については利子所得が過小に評価される傾向を持っている。過小申告の問題を別にしても、例えば、長期の定期にして、満期ごとに預け替えていった場合は帳簿上では利子が発生しているが実感できない面があるので脱落してしまう可能性が高くなってしまふ。

農家の自家消費についても難しい点がある。出荷価格で評価するにしても、自家消費した量を正確に記録している例は少ない。多くの開発途上国では調査に対する回答は記憶による場合が多いので事実上調べることは不可能になる。経験的な事実として、現金所得のみでは較差が過大に評価される傾向がある。しかし、少なくとも農家の自家消費分を含めた段階の所得で国際比較を行なうのが望ましい。農業のウェートが高い国は多いからである。

借家の場合と比べると持家の場合は家賃を払う必要がない。しかし、自己の財産である自宅から「居住する」というサービス享受しているわけで、それに見合う分を所得として算定しようとするのが帰属家賃である。いわば、実物資本の果実を求めているわけである。いくつかの国では自己評価額を回答させている。我が国の「全国消費実態調査」のように面積等の居住条件から一定の公式で事後的に家賃を計算しているケースもあるが、考慮していない方が多い。一般に持家は高所得層に多いことから、この項目が脱落している場合には較差を過小に評価する傾向を持つことになる。

移転所得についても医療の現物給付については調査されないケースが多い。詳しいことはわかっていないが、病気が所得の多少にかかわらず同等に発生するとすれば、この項目を加えた場合の方が所得較差は小さくなる傾向を持つであろう。

この他、分布統計に現れる所得概念としては租税と社会保障負担金を差引いた「可処分所得」と所得税の算定に使用される「課税所得」がある。「課税所得」については諸控除の規定が所得の種類によっても異なるし、国によっても異なるので国際比較には使えない。また、複雑な控除規定のため「課税所得」が何を表わしているのかも不明なため、生活水準をめぐる経済分析には不向きなものと考えられる。

次に、所得を算定する期間について。農作物のようにほぼ1年を周期として収穫されるものがあるので、一般には1年を単位とする年収がとられる。日本におけるボーナスのような賃金の支払形態をとっている場合にも都合がよい。

しかし、調査の便宜上1カ月の収入を調べることも多い。年収となっても月収を12倍しているケースもあるので注意がいる。このような場合には非定常的な収入が考慮されているか否かをチェックしておかないと所得全体を過小評価してしまうことになる。

理論的な関心、あるいは若年層の低所得は貧困状態とは見なしにくいという考え方から、一生を期間とした生涯所得で算定すべきという議論もある。いくつかの仮定の下である人の生涯所得の期待金額(平均値)を計算することは可能であるにしても、その分布を推計するのは難しい。わかっていないことが多すぎるのが現状である。生涯所得をなんらかの形で調査するという点にも多くの困難がともなうことは容易に想像できる。検討段階にあるテーマと言えよう(5節参照)。

## (2) 受取主体の単位

「世帯」および「個人」をベースにする分布統計が存在する。「居住を共にする人の集り」で定義される世帯は基本的な統計調査単位でもある。血縁関係を問わない。重複して数えてしまうことを避けることができる等の利点がある。調査をやりやすいという事情もある。人口を数えることを基本目標とする国勢調査(人口センサス)も世帯を単位にして調査が行なわれる。特に、所得較差が福祉水準の比較を目的とする場合にはこの世帯をベースにすることに共通理解がある。経済生活の基本的な単位でもありと考えられるからである。

しかし、国によって、あるいは調査によって細かな点で定義が微妙に異なる点にも留意しておきたい。親子等血縁関係をどの程度考慮するか、下宿、寮等に住む者の扱い等に違いがみられる。所得分布に大きな影響を与えそうな要素としてはいくつかの開発途上国にみられる「大家族制」がある。特に、所得の低い若年の夫婦等が大家族に含まれてしまうので所得較差が小さくなる傾向を持つ。歴史や社会制度を背景にしたものだけに取扱いには難しい。世帯人員数に注目した分析が必要となろう。

賃金・俸給や事業所得を変化させる要因を調

べる時には個人を単位とする方が望ましい。個人の属性である年齢、能力、学歴等と関連を持っているからである。賃金統計が代表的なものである。世帯ベースの統計を利用する場合には収入と個人の対応関係にも注意を払う必要がある。人を単位とする分布として所得税に関するデータに言及されることが多いが、厳密に言えば申告単位に基づいたデータである。必ずしも個人のみの所得を反映しているわけではないし、夫婦で働いている場合の所得の分割等の人為的な要素も入り込む。その利用には特別な注意が必要であろう。

### (3) 受取主体の範囲

世帯が単位であれば全世帯、個人が単位であれば全就業者をカバーした統計が作られるのが望ましい。しかし、現実には農家世帯のみであるとか、雇用者世帯のみの調査が行なわれることは珍しくない。所得分布統計をみる時には抜け落ちている集団がないか、あるとすればどの集団が抜けているのかに留意したい。工業先進国では農家が対象となっているか否か、単身者が対象となっているか否かがポイントである。開発途上国ではこの他に特定の地域が抜けていないかにも注目する必要がある。

### (4) 作表形式、較差の尺度

国際比較では所得分布を各国の通貨単位に依存しない「分位階級方式」によって表示するのがよい。国連のガイドラインでは10分位階級方式である。すなわち、世帯所得を小さい方から順に並べたものを総世帯数の10分の1ずつを1つの階級としてまとめていく方法である。10個の階級に含まれる世帯数はすべて等しく、分布は各階級の平均世帯所得で表わされる。総所得に対する各階級の所得の割合は階級の所得シェアと呼ばれる。この所得シェアで表わされた所得分布は通貨単位に依存しないことになる。また、物価水準にも依存しない。国家間比較のみならず、時点間比較にも優れているわけである。さらに、その値自身の意味もわかりやすい。例えば、下位10%の世帯の所得シェアはいくらであるという表現ができる。所得較差を分

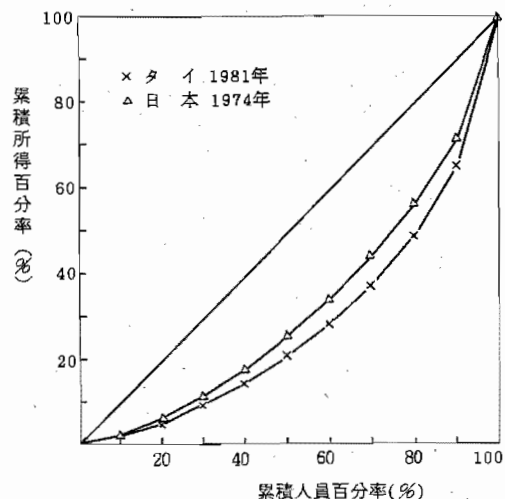
析するための統計的な尺度の計算にも都合がよいことも知られている。

世帯所得を考えた場合、世帯人員数の影響が大きいことを述べた。生活水準を測定するには1人当たりの所得の規模で分析すべきであるという議論も成り立つ。1人当たり所得を大きさの順に並べたものからもう一つ別の10分位階級表を作っておくと役にたつ。

所得較差の分析では10個の所得シェアの数値を比べることになるので、要約方法が必要になる。いずれも10分位階級表から容易に求めることができるものであるが、要約値も合せて示されている方が便利であろう。まず、累積世帯シェアを横軸に、累積所得シェアを縦軸にとって結ぶと弓型の図形ができる。ローレンツ曲線と呼ばれる。一方の弓型の図形が他方よりも内側（対角線側）に入っていれば所得較差は小さいと判断される。下図では1974年の日本の分布が1981年のタイの分布より内側にあるので、平等であると判断される。

所得較差の程度を表わす指標を求めておくのもよい。異なった性格を持つ多数の指標が存在するが、ローレンツ曲線の弓型の2倍の面積で定義されるジニ係数はよく使用される。他の指標も容易に計算することができる。

ローレンツ曲線



注) 本図はAIDA (7 節参照) を利用して描いたものである。

#### 4. 所得分布の国際比較と問題点

所得分布に関する概念が整理されるようになったことから国際比較のための環境が整いつつある。しかし、実際に統計を取りそろえて比較する段になると無視できない問題も依然として多い。国際比較統計としては標準的な地位を確保していない理由でもある。ここでは

- (1) 定義の不統一
- (2) 調査精度
- (3) 比較可能性の問題

という3点に問題を整理した後現状での計測結果を紹介する。特に、日本、アジア諸国、および欧米の工業先進国を念頭において議論を進める。なお、中南米についても研究が進んでいるが Altimir [1987] による展望を参照していただきたい。

##### (1) 定義の不統一

国際比較をする以上3節で述べた諸概念が一致していなければならないが、この条件を完全に満たすことは少ない。調査の難しさ等からある所得項目が抜ける場合がある。その割合が極めて小さく、所得分布全体へ大きな影響を与えなければほぼ比較可能と判断するのが現実的なアプローチである。OECDの報告でもこのような立場をとっている。このように考えると先進工業国についてはあまり大きな問題はない。

日本については「国民生活基礎調査」が唯一基準にかなうものである。ただし、所得の源泉別の統計表がないなど所得較差の構造を分析するには不十分な面があることは否定できない。また、帰属家賃は含まれていない。この前身の「国民生活実態調査」は標本規模がやや小さかったので不安定な結果が出る場合があった。

日本には主なものでも10に余る所得分布統計が存在するが、いずれもなんらかの欠陥を持っている。例えば、全世帯をカバーするもう一つの調査である「就業構造基本調査」では現金所得のみに限定されている。OECD報告に引用された「全国消費実態調査」には農家が入っていない(ただし、最近の調査では含まれるようになった)。さらに、母集団の規定が微妙に変

更されているので時点間比較にも向かない。この他のものについてはいずれも一部の世帯を対象とするものである。

開発途上国の場合には、一例をアジア諸国にとると次のような留意点を指摘できる。

- a) タイ、マレーシアの1970年以前の調査では現物消費が考慮されていない。
- b) フィリピンを除けば一般に帰属家賃は含まれていない。
- c) マレーシアはサラワク等一部地域が調査されない。
- d) 韓国は雇用者と農家を分けて調査するので全世帯分布を直接知ることはできない。

##### (2) 調査精度

概念に関する問題が解決したとしても所得分布統計の場合にはその信頼性が議論的になる。所得較差の計測にとって鍵となるのは所得を偏りなく調査することであるが、個人のプライバシーに関連することだけに容易なことではない。歴史的にみても、どの国をみてもそうである。問題点は

- a) 調査の偏り
- b) 所得の不正確な回答

という2点に大別される。

まず、調査の偏りについて。所得をすべての世帯について調べる(全数調査)ということとはほとんどない。通常は標本調査による。所得税の記録から所得分布統計を作成する場合でも、その作業のために一部を抽出するのが普通である。確率的にみると、極めて貧困であるとか、極めて裕福であるというもともと数少ないケースが標本となることはあまりない。所得較差の分析では興味深い対象の一つではあるが調べられないという不満が残る。ただ、この問題は標本規模が大きければある程度解消するし、これらを対象にした特別な調査を企画するのが普通である。

所得分布統計にとって深刻なのは調査拒否によって生じる偏りの方である。高額所得世帯にしばしばみられる積極的な調査拒否から、夫婦で働いている場合のように時間の関係で調査に

応じられないという消極的な調査拒否までさまざまな形態がある。開発途上国では貧困世帯にも調査拒否が多いと言われる。著しい偏りは補正しなければならないが、ある程度は容認して分析を進めるといのがやはり現実的なアプローチである。

次に、所得の不正確な回答について。2つのケースが考えられる。すなわち、①十分な質問票が作成されていないために不正確になる場合と、②故意に過小、過大な回答をする場合である。記帳によらず記憶による調査であるとか、所得の項目を細かく尋ねていないというのが①の主なポイントである。細かな項目を設定することにより脱落を防止しようというわけである。これらをチェックすることによりある程度所得の信頼性に目途をつけられる。この問題は調査方法の改善により解決を図ることができる。

所得調査に過小申告は避けて通れないので調査拒否の場合と同様な対応をせざるを得ないであろう。

### (3) 比較可能性の問題

所得較差をどの程度にするか。異なった構造を持つ尺度が存在した。目標値の設定も価値判断に依存する問題であった。所得較差の平準化をめざすにしても具体的な目標値を定めにくいことを意味している。例えば、1981年のスウェーデンの家計所得のジニ係数は0.33である。1979年の日本もほぼ同じ値をとる。別の尺度ではもう少し異なった値をとるが、ほぼ同水準の所得較差であるということには間違いがない。細かな点を除けば3節で述べた統計に関する概念上の相違はないものと見なしてよい。精度の問題を無視したとしても、この値をどう解釈すればよいのであろうか。産業構造や雇用制度に違いがあり、社会保障制度も異なる。とるべき政策も違ってこよう。結果として同程度の所得較差というだけでは国際比較の意味が薄れるという見方も出てこよう。所得較差の国際比較のわかりにくい面である。この点に関しては2節で述べたような幅広く考えていく立場を想起していただきたい。

### (4) 国際比較の実際

上に述べた困難な問題がすべて解決されているわけではないが、統計の整備は着実に進んでいる。少なくとも概念上では国際比較のできる統計が増えている。各国の所得較差の水準にある程度の見当がつけられるわけである。直感的に想像されていた面があるにしても、データで裏付けられることは大きな意味を持つ。所得較差を規定する要因の量的な評価が可能になり、議論を深めることができるからである。

下表にアジアと欧米のいくつかの国々のジニ係数を示す。台湾、スウェーデン、日本は比較的平等な国とみることができる。ただし、台湾については先に述べた「大家族制」の影響が大

所得分布の国際比較

| 国 名     | 年次   | ジニ係数  | 5 分位階級所得シェア(%) |      |      |      |      |
|---------|------|-------|----------------|------|------|------|------|
|         |      |       | I              | II   | III  | IV   | V    |
| 日 本     | 1963 | 0.361 | 6.0            | 11.7 | 16.2 | 22.7 | 43.4 |
|         | 1968 | 0.354 | 6.2            | 12.0 | 16.6 | 22.4 | 42.8 |
|         | 1973 | 0.350 | 6.2            | 12.1 | 16.8 | 22.5 | 42.4 |
|         | 1979 | 0.336 | 6.3            | 12.4 | 17.3 | 23.3 | 40.7 |
|         | 1986 | 0.356 | 5.6            | 11.6 | 17.1 | 23.9 | 41.8 |
| 韓 国     | 1970 | 0.348 | 6.9            | 11.8 | 16.1 | 22.1 | 43.1 |
|         | 1975 | 0.415 | 4.4            | 10.1 | 15.4 | 22.9 | 47.2 |
| 台 湾     | 1970 | 0.321 | —              | —    | —    | —    | —    |
|         | 1980 | 0.303 | —              | —    | —    | —    | —    |
| 香 港     | 1976 | 0.423 | 5.3            | 10.0 | 14.7 | 19.9 | 50.1 |
|         | 1986 | 0.433 | 4.9            | 10.0 | 14.0 | 20.6 | 50.5 |
| マレーシア   | 1973 | 0.497 | 3.2            | 7.6  | 12.7 | 21.5 | 55.1 |
| フィリピン   | 1971 | 0.479 | 3.8            | 8.1  | 13.2 | 21.0 | 53.9 |
| タ イ     | 1975 | 0.423 | 5.4            | 9.8  | 14.0 | 21.0 | 49.8 |
|         | 1981 | 0.436 | 5.1            | 9.3  | 13.8 | 21.2 | 50.6 |
| インドネシア  | 1979 | 0.500 | —              | —    | —    | —    | —    |
| カ ナ ダ   | 1981 | 0.374 | 4.6            | 11.0 | 17.7 | 25.3 | 41.4 |
| ア メ リ カ | 1979 | 0.412 | 3.8            | 9.8  | 16.6 | 25.3 | 44.5 |
| イ ギ リ ス | 1979 | 0.365 | 4.9            | 10.9 | 18.2 | 25.3 | 40.5 |
| 西 ド イ ツ | 1981 | 0.414 | 4.4            | 10.2 | 15.9 | 22.6 | 46.9 |
| スウェーデン  | 1981 | 0.329 | 6.6            | 12.3 | 17.2 | 25.0 | 38.9 |
| ノルウェー   | 1979 | 0.356 | 4.9            | 11.4 | 18.4 | 25.5 | 39.8 |
| イスラエル   | 1979 | 0.395 | 4.5            | 10.5 | 16.5 | 24.9 | 43.6 |

注) カナダ、アメリカ、イギリス、西ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、イスラエルについてはO'Higgins他[1989]Table2より引用している。その他はAIDAデータベースから推計されている。紙幅の関係上、代表的な値を示す年次を適宜抽出して掲載した。ただし、韓国はChoo推計、台湾とインドネシアはMizoguchi [1985]より引用している。日本は「国民生活基礎調査」によっている。AIDAについては、松田芳郎(編)「AIDAデータベース利用案内1988年版」(一橋大学経済研究所)を参照していただきたい。

きいことが指摘されている。これに対し、フィリピン、香港、マレーシア、タイ、アメリカ、西ドイツは所得較差の大きい国である。東南アジア諸国には特に大きな所得較差がある。韓国、インドネシア、カナダ、イギリス、ノルウェー、イスラエルはその中間にあると言える。さらに、OECD報告によればオーストラリアは平等な国に数えられる。フランスは特に較差の大きい国とみられていたが、統計の修正を施すと西ドイツ、アメリカ並みの所得較差にとどまる。

OECD報告では最も平等な国に位置付けられている日本であるが、次の3点に注目したい。第1点は基礎となる統計資料である。「国民生活基礎調査」の結果によれば平等な部類には入るが、必ずしも「最も」平等とは言えない。第2に、引用されることの多い課税後の分布はOECDが「推計」によって求めた点である(国民生活センター[1985])。厚生省の「所得再分配調査」等との比較検討が必要であろう。第3点として、較差の拡大傾向がはっきりしてきたことにも言及しておきたい。1980年代に入って徐々に較差が開き始めている。ただし、土地価格の高騰が著しい1987年以後の結果はまだ含まれていない。所得分布統計には速報性に欠けることと、1年1年の動きは小さいこと、統計の精度に関する評価が必要である等すばやい判断を妨げる要因が存在するが、較差の拡大をもたらしている原因を明らかにして適切な対策を用意すべき時期にきていると言える。

経済発展の著しいアジア諸国についても同様の傾向が報告されている。もちろんそれぞれ異なる原因によってもたらされているものであるが、分配問題への関心は国際的な広がりを持っている。

## 5. 所得分布を規定する要因

各国の所得較差の違いは何によって引き起こされているのであろうか。所得較差を動かしているものは何であろうか。関心の高まりを背景

に理論、実証のいずれの側面からも数えきれないほどの研究が報告されてきた。発表された展望論文も数多い。紙幅も限られているのでここでは実証面の研究を中心に主要な結果を紹介することにしよう。

まず、所得較差の著しい違いは開発途上国と先進工業国との間にみられる。本格的な国際比較をはじめて手掛けたクズネッツは経済発展による構造変化が所得較差を大きく動かすと考えた。特に、発展の初期段階では不平等化し、後に平等化に向かうとの予想をめぐってはさまざまな角度から検討が加えられている。その中心はILOや世界銀行で収集された各国の所得分布統計を利用した一連の分析である。国を観測単位とした回帰分析を行ない、①不平等化から平等化へというパターンが観測されるのか、②その場合、1人当り国民所得がどの位に到達すれば転換点を迎えるのか、③所得較差と関連を持つ社会経済指標は何か、等々の課題に答えようとするものであった。最新の結果はPapanek 他[1986]にみられ、①1人当り400米ドルあたりまでは不平等化が進行する、②高い不平等と関連を持つのは1次産品の輸出割合と教育の普及程度であり、③高度成長政策は所得較差の変動とは関連を持たない等の計測結果を得ている。

しかし、このような接近法はあまりに単純すぎるのではないのか。根本的な批判が存在する(Saith [1983])。実際、日本、台湾、香港等の例では高度成長下で平等な分布が出現したが、現在のタイ、マレーシアでは不平等化が著しい。これに対し、開発途上国に関する実証分析が蓄積されるにつれて所得較差を大きくする構造が直接明らかにされるようになってきた。アジア諸国に関する研究の現状は Mizoguchi [1985] の文献表を参照していただきたい。各国の事情により所得較差の構造は多様であるが、いくつかの共通理解も得られている。主な結果を次に示す。①開発の十分でない農業部門が大きいこと。農業所得は土地面積と関係し、土地の所有には著しい偏りがある。②地域差が大きいこと。交通、通信網等社会資本の発達が未整備なため人やものの移動が円滑ではなく、較

差の縮小の妨げになっている。③人材不足のため能力が相対的に高価であること。従って、経営者、熟練労働者等の賃金が非常に高い。一方、不熟練労働者に対する雇用機会の創出も十分ではない。これらの問題を解消すれば経済発展と所得較差の縮小とを同時に手に行うことができるわけであるが、いずれも一朝一夕に実現できる問題ではないことも事実である。

先進工業国についてはこれらの問題はほぼ解決済みである。例えば、地域差とか産業間格差は小さなものである。むしろ、職業間格差のように個人の能力と関連するような要素の方が無視できない。そのため、主たる関心は①再分配の働きとか、②「公正さ」に移っている。

再分配は税等による負担と社会保障による受取、すなわち、移転所得を通じて行なわれる。従って、3節で定義した世帯総所得と負担分を差引いた可処分所得を比べることにより再分配効果を計測できる。最も簡単な方法は両分布の不平等尺度を比較すればよい。課税後の分布は課税前の分布より0.03から0.04程度ジニ係数が低下することが認められる(O'Higgins 他[1989])。開発途上国と比べると所得較差はさらに小さいわけである。我が国については厚生省の「所得再分配調査」の結果を利用することができ、ほぼ同じような計測結果を得ている(村上[1984])。

しかし、較差の尺度を別のものにすれば値の変化が異なって現れることが知られている。従って、再分配の効果を異なる尺度で評価したものを比較したり、再分配効果が年齢階層や世帯構成の違いによってどのような現れ方をするかを明らかにしたりすることは基礎的研究として必要なことであろう。例えば、オーストラリアに関してはKakwani[1986]を挙げることができるが、我が国については必ずしも十分な状況とは言えない。

「公正さ」については哲学的な側面も含まれるのでその取扱いは一様ではないが、基本的には機会の均等性を背景に、能力、相続財産、教育、訓練等が所得較差とどのような関係を持っているかが問われる。まず、古典的なテーマである能力差についてはHartog[1978]のよう

な労作も存在するが、能力は教育、訓練等により開発される面も無視できない。単純に能力差だけを見ることには限界がある。

賃金、あるいは所得が教育年限や経験年数によって決定されるという考え方は人的資本理論によっている。所得較差は教育とか経験の差によって説明できると主張されるが、米国の場合にはその説明力は約50%ほどであると推計されている(Mincer[1974])。日本については賃金決定関数は推計されているが、賃金、あるいは所得分布との関係の解明は十分とは言えない(貝塚他[1979])。

年収ではなく、生涯所得の較差を分析すべきであるという考え方は適切なデータが存在しないという困難に直面していることは述べた。しかし、いくつかの工夫が試みられている。全体のジニ係数から年齢間格差を調整したものは生涯所得較差を表わすという解釈を示したPaglinの研究は米国のさまざまな分野に反響を呼んだ(Formby[1989])。その他、スウェーデンのデータを基礎に将来所得の流れに適当な仮定をおいて生涯所得の分布を推計する試み等があり、関心は高い。

世帯所得によって国際比較を行なう場合、世帯構成の違いまでを反映してしまう。この問題を避けるため1人当り世帯所得を比較の基礎とする方法が考えられている。OECDの研究によれば世帯所得も1人当り世帯所得もその10分位階級表には大きな違いがみられない。ただ、後者の方がわずかに平等な分布を示す。もちろん、世帯所得による順位と1人当り世帯所得による順位は異なるので、確認されたことは結果として分布が似ているということだけである。我が国についてもほぼ同様な計測結果が得られている。

1人当り世帯所得による分析にはもう一つの見方が存在する。例えば、1人世帯と2人世帯を比べた場合、2人世帯の方が所得が高いからといって必ずしも較差が存在するとは言えない。2人世帯の方が余計に生活費を必要とするからである。この考え方を厳密にしていくと「成人換算」1人当りの所得を求めることになる。米国や英国では貧困世帯の定義に応用して

いる。この換算率は一般に世帯構成に依存するが、世帯人員数のみで近似できることも報告されている。この場合、成人換算1人当り所得は世帯総所得と1人当り世帯所得の中間の値をとることになる。ルクセンブルク所得データベース（7節参照）による結果では世帯所得に比べてジニ係数で0.05から0.1程度平等となっている（O'Higgins 他 [1989]）。

50年とか100年という期間で所得較差がどのように変動してきたかということにも研究が積み重ねられている。いわば、歴史統計の発掘であるが、今世紀初め頃にはどの国でもかなり高い所得較差が存在していたと信じられている。従って、今日の開発途上国にみられる所得較差の大きさには不思議はないのかもしれない。

## 6. 資産分布の国際比較

分配問題においては「公正さ」が重要な課題であることは述べた。相続遺産の占める割合が多くなれば、人々は機会が均等には与えられていないことに不満を持つようになる。今日の土地価格の異常な上昇も個人の努力とか能力とは無関係なところから生じている。不公平感が高まる所以でもある。これらはいずれも資産較差の問題である。所得以上に適切な統計資料が不足しているため、今日の問題に十分な処方箋が書けるほど基礎研究が固まっていな。しかし、研究は着実に進んでいる。所得分布と同様に国際比較も試みられている（Wolff [1987]）。いくつか注目すべき問題に触れておくことにしよう。

まず、資産の定義は多様であり、国際比較のためにはガイドラインが必要である。国連での作業が進行しているようであるが、土地等の評価方法、年金権の取扱い方法等面倒な問題も多い。第2に、実証が可能な国について共通にみられる特徴がある。1つは戦前期と戦後を比べると戦後の資産分布ははっきりと平等化することである。これには年金制度の普及が大きな効果を及ぼしたとされている。貯蓄を抑制すると

考えられているわけである。もう一つはジニ係数はかなり高く、0.7から0.8を超えるケースも存在する。しかし、相続遺産の割合の推計にはばらつきがあり、米国の場合20%から80%を超える数値が推定されてはつきりしない。しかし、英国では資産階層上位の方ではその割合はかなり大きいと考えられている。

我が国の資産分布についてはやや平等な計測結果が得られている。実物資産と金融資産の両方を調査する「貯蓄行動と貯蓄意識に関する調査」を分析した富樫 [1989] によれば、1977年、1985年ともに総資産のジニ係数は0.61である。「全国消費実態調査」を基礎に実物資産の推計値を加えて総資産を求めた高山他 [1989] によれば、1984年の正味資産のジニ係数は0.52である。また、所得とは必ずしも比例的な関係を持っていないことも確かめられている。資産の構成ではいずれの研究も実物資産の評価額が総資産の85%を占めている。

## 7. 国際比較の新しい方向

所得分布の問題は多面的である。その国際比較は概念を合せるだけではなく、同じ手法によって分析されてはじめて意味を持つ。データベースが必要とされる所以である。ルクセンブルクには欧米を中心とする14カ国の所得分布に関するマイクロデータのデータベースがあり、通信回線を介して利用できる（CEPPS [1985]）。マイクロデータのため分析者の意図通りの統計を作成できる。遠隔地でも利用できる。同じデータをさまざまな角度から分析できる等々の利点がある。また、プライバシーの問題を解決し、巨大なデータの利用形態を作り出したことにも意味がある。理論の検証も容易になることから、今後の多角的な利用が期待できよう。マイクロデータではないが、一橋大学グループではアジア諸国の所得分布のデータベース（AIDA）を作成していることにも言及しておく（溝口 [1989]）。

## 〔参考文献〕

*RIW : The Review of Income and Wealth*  
*JDE : Journal of Development Economics*

- Altimir, O. [1987] "Income Distribution Statistics in Latin America and Their Reliability," *RIW*, ser. 33.
- C. E. P. P. S. [1985] "An Introduction to LIS," *LIS-CEPPS Working Paper*, No. 1.
- Formby, J. P. [1989] "On the Measurement and Trend of Inequality : A Reconsideration," *American Economic Review*, vol. 79.
- Ginneken, W. and J. Park (eds.) [1984] *Generating Internationally Comparable Income Distribution Estimates*, ILO.
- Hartog, J. [1978] *Personal Income Distribution : A Multicapability Theory with an Application to Tax Incidence*.
- Jain, S. [1975] *Size Distribution of Income : A Compilation of Data*, World Bank.
- Kakwani, N. [1986] *Analyzing Redistribution*, Cambridge Univ. Press.
- Kuznets, S. [1963] "Quantitative Aspects of the Economic Growth of Nations : VIII. Distribution of Income by Size," *Economic Development and Cultural Change*, vol. 11.
- Mincer, J. [1974] *Schooling, Experience, and Earnings*, NBER.
- Mizoguchi, T. [1985] "Economic Development Policy and Income Distribution : The Experience in East and Southeast Asia," *The Developing Economies*, vol. 23.
- O'Higgins 他 [1989] "Income Distribution and Redistribution : A Microdata Analysis for Seven Countries," *RIW*, ser. 35.
- Papanek, G. F. 他 [1986] "The Effect on Income Distribution of Development, the Growth Rate and Economic Strategy," *JDE*, vol. 23.
- Saith, A. [1983] "Development and Distribution : A Critique of the Cross-Country U-Hypothesis," *JDE*, vol. 13.
- Sawyer, M. [1976] *Income Distribution in OECD Countries*, OECD.
- UN [1977] *Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households*.
- UN [1985] *National Accounts Statistics : Supplement, Compendium of Income Distribution Statistics*.
- Wolff, E. D. (ed.) [1987] *International Comparison of the Distribution of Household Wealth*, Clarendon Press.
- 貝塚啓明他 [1979] 『勤労者世帯の所得分配の研究』経済企画庁
- 国民生活センター [1986] 『図説くらしの国際比較』
- 高山憲之他 [1989] 「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』106号
- 富樫光隆 [1989] 「資産分布の異時点間比較と国際比較」『貯蓄経済理論研究会年報』5号
- 溝口敏行 [1989] 「所得分布統計の主要国における整備状況と我が国の課題」『国民経済計算』80号
- 村上雅子 [1984] 『社会保障の経済学』東洋経済新報社